

小樽市保育所の在り方検討委員会  
資料 1

# 目 次

	ページ
1 小樽市保育所の在り方検討委員会委員名簿	1
2 小樽市保育所の在り方検討委員会設置要綱	2
3 市立保育所の規模・配置に関する計画のすすめ方（予定）	4
4 小樽市保育所の在り方検討委員会スケジュール（予定）	5
5 保育所制度の解説	6
6 保育所への入所の円滑化について（抜粋）	9
7 保育所入所待機児童の定義	10
8 保育所保育指針の改定について	11
9 認可保育所一覧	16
10 認可保育所施設状況	17
11 認可保育所入所児童数	18
12 認可保育所入所児童数の推移（S53～H20）	19
13 認可保育所入所率・入所児童数・待機児童数の状況	20
14 認可保育所定員変更経過（各年4月1日現在定員）	21
15 特別保育事業の実施状況	22
16 地域子育て支援センター事業の状況	24
17 認可保育所の運営経費の状況	25
18 認可外保育施設状況	26
19 就学前児童（0歳～5歳）の認可保育所等入所状況	27
20 認可保育所・認可外保育施設位置図	28
21 小樽市における出生数及び人口の推移（S24～H19）	29
22 出生率及び合計特殊出生率の推移	30
23 年齢別未婚率の推移	31
24 生涯未婚率の推移	32
25 小樽市の3区分人口（年少・生産年齢・老年）の推移	33
26 平成20年7月末 町別3区分人口	34
27 平成20年7月末 町別0歳～5歳人口	36
28 平成20年7月末 小樽市内の地区別0歳～5歳人口	38
29 人口の将来見通しについて	39

# 1 小樽市保育所の在り方検討委員会委員名簿

(敬称略、五十音順)

選出区分	氏 名	所属・役職等	備 考
保育関係者	宇 野 ひとみ	認可保育所 施設長 (蘭島保育園 園長)	
各種団体	小笠原 眞結美	小樽商工会議所 女性会副会長	
公募市民	鏡 八 郎		
学識経験者	片 桐 由 喜	小樽商科大学 教授	
保育関係者	清 水 智佳子	認可外保育施設 施設長 (共同保育所ポッポの家 園長)	
各種団体	高 橋 雅 孝	(社)小樽青年会議所 専務理事	
教育関係者	野 村 定 弘	小樽地方私立幼稚園連合会 会長 (まや幼稚園 園長)	
各種団体	三 浦 文 男	小樽市民生児童委員協議会 児童福祉部会副部会長	
保育関係者	吉 井 恵 子	認可保育所 施設長 (愛育保育園 園長)	

(以上 9名)

## 2 小樽市保育所の在り方検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本市において、子育てをしている人が安心して働くことのできる保育環境の整備充実及びすべての子育て家庭への様々な子育て支援サービスの充実を図るため、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方について検討を行うことを目的に、小樽市保育所の在り方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、本市における子どもを取り巻く状況や社会経済情勢の動向及び出生数や保育需要の動向、施設の老朽化などを基に、市内認可保育所の在り方について総合的な検討を行うとともに市立保育所の規模や配置の在り方に関しての必要な事項について検討し、その結果を市長に報告する。

### (組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、保育関係者、教育関係者、公募市民及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委員会の最終的な検討結果を市長に報告した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

3 補充される委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選により選出する。

3 委員長は、会を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、委員の過半数の同意により、会議を非公開とすることができる。

6 会議の傍聴に関しては、小樽市議会傍聴規則(昭和34年小樽市議会規則第2号)の例による。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 委員長は、検討を進めるに当たり必要と認めるときは、会議において関係者の出席を要請し、意見、説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部子育て支援課において行う。

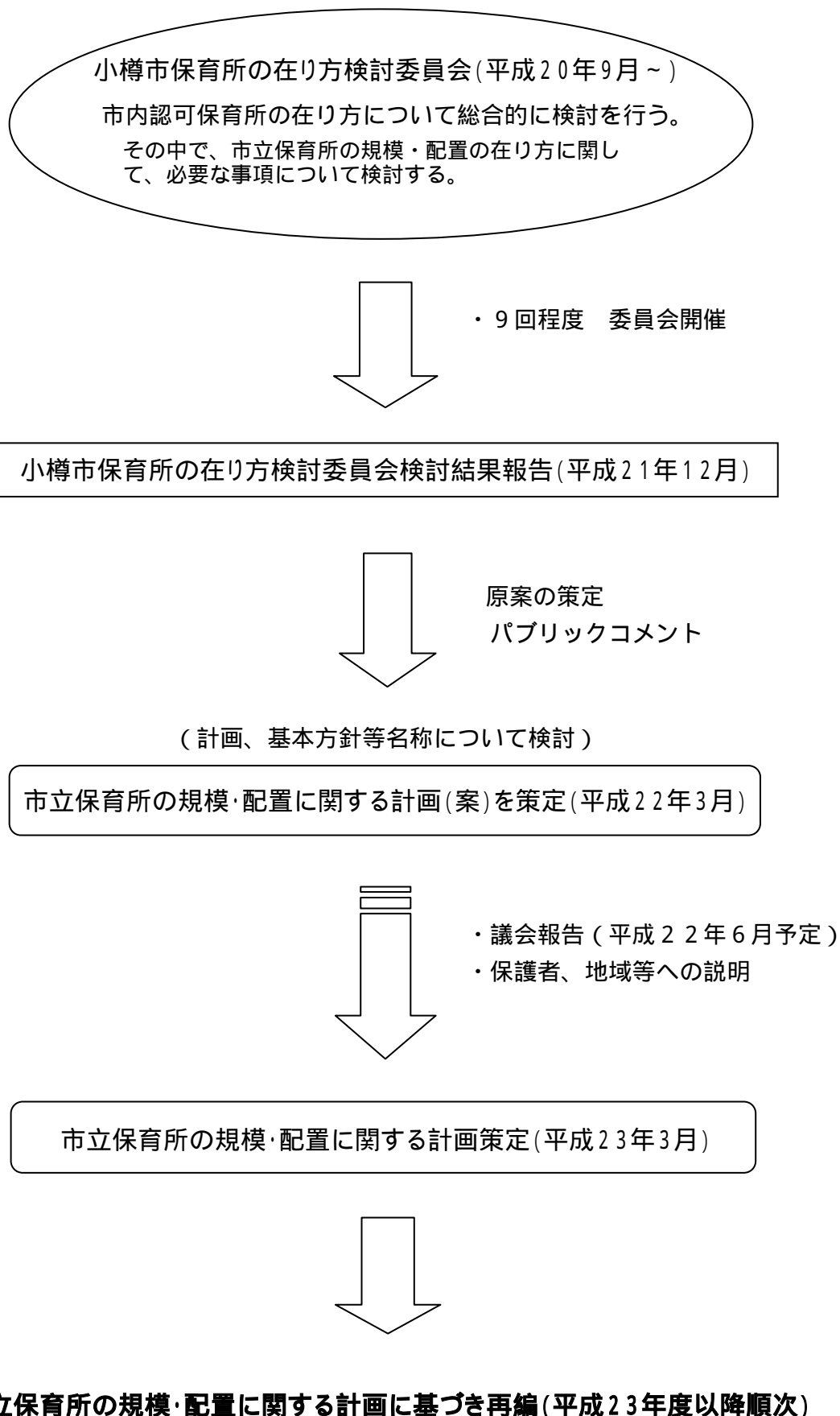
(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

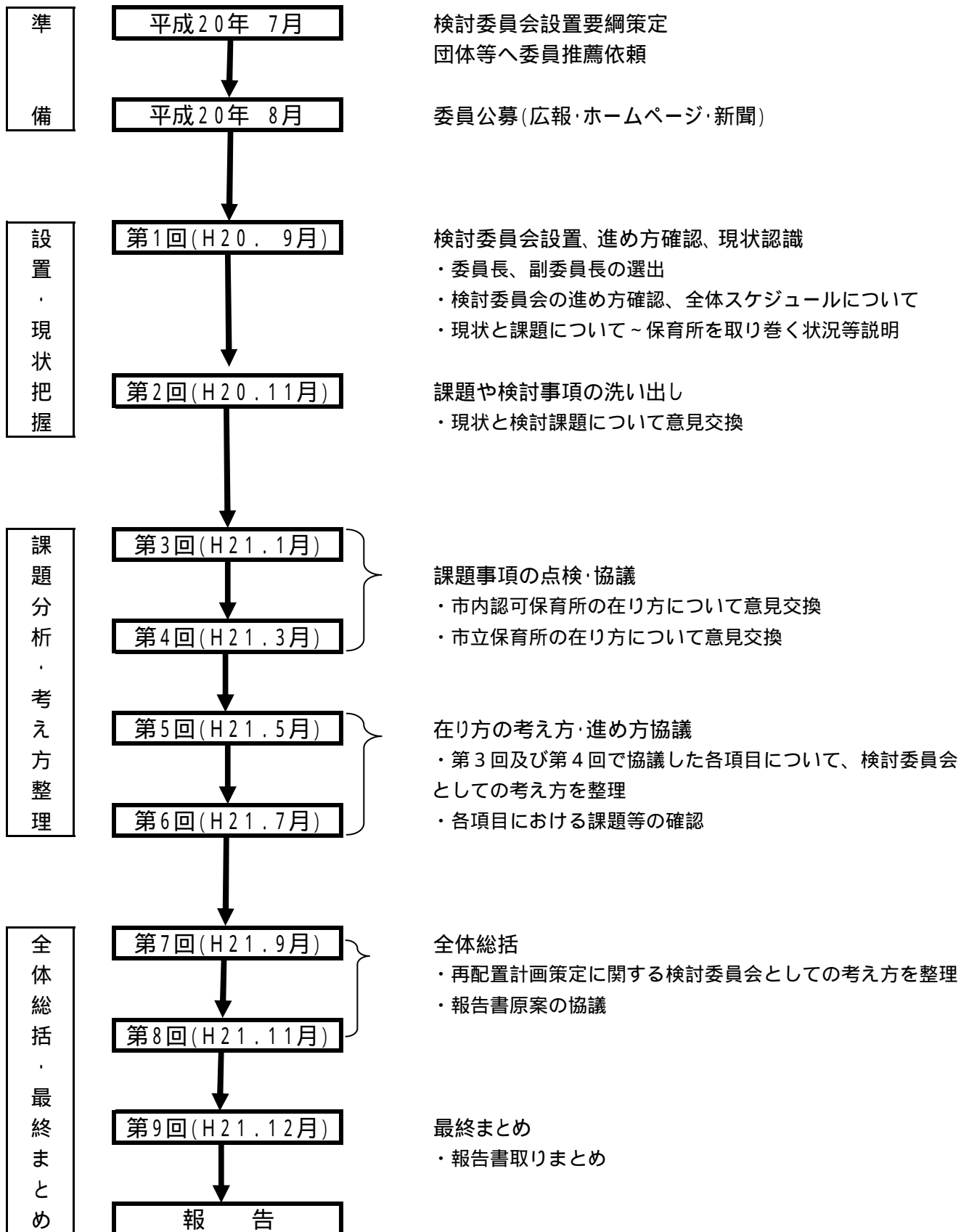
附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

### 3 市立保育所の規模・配置に関する計画のすすめ方(予定)



#### 4 「小樽市保育所の在り方検討委員会」スケジュール(予定)



## 5 保育所制度の解説

### 1. 保育所の沿革

わが国において、最も古い託児所として、その創立の動機や実態が一般的に知られているのは、明治 27 年、新潟市で赤沢鐘美、仲子夫妻が始めた「新潟静修学校」付設の託児施設である。これは、塾生が背負ってくる幼い弟妹を授業の妨げにならないように別室で保護したことに始まり、後に地域の就労母親達の要請に応じて「守孤扶独幼稚児保護会」として形態を整えたものである。これらは、就労婦人又は生活困窮者に対する同情や人道主義的思考方に基づく民間篤志家による援助活動として行われたものである。また同じ頃、婦人労働力確保の目的から東京の大日本紡績株式会社の工場（明治 27 年）、福岡の三池炭鉱（同 29 年）に、託児施設が開設された。

明治時代における代表的託児所の例としては、野口幽香、斎藤峰によって東京に設立された二葉幼稚園（明治 33 年）、石井十次によって大阪に設立された愛染橋保育所（明治 42 年）などがあげられる。これらの託児所の設立は、内務省が民生の安定、青少年の非行化防止、労働者の家庭改善、軍人遺家族保護等を目途とする必要性を認識し、民間社会事業団体に対して明治 42 年から補助金を交付するようになったことによって、次第に広がっていった。

大正時代になると、託児所は、都市における低所得勤労者の生活不安を解消する社会政策の一環として、大阪市（大正 8 年）、京都市（同 9 年）、東京市（同 10 年）等で公立施設が設置され、次第に普及していった。また、農村における小作争議等の動きのなかで、大正末期から農繁期託児所が設置されるようになった。

昭和時代になると、全国保護事業大会における託児所の振興及び公的補助の根拠法制定等の論議、要請を背景にして、昭和 13 年に制定された社会事業法の中で、託児所が社会事業施設の 1 つとして位置づけられ、経常費の一部助成、宮内省御下賜金、民間団体による助成等により、漸次普及していった。昭和 19 年には、2,000 か所を超えるまでになったが、太平洋戦争が峻烈になるにつれ、東京府（当時）等では、戦時託児所の設置、疎開保育所の開設などが行われた。

戦後、混乱と疲弊の中で急増した生活困窮者に対する公的扶助を目的として制定された旧生活保護法（昭和 21 年）の中で、保護施設の 1 つとして託児所の事業も「託児事業」として位置づけられたが、児童福祉法の制定（昭和 22 年）に伴い、託児所は保育所として位置づけられることとなった。

保育所が、従前の託児所と異なっている特徴としては次の点があげられる。

- (1) 低所得階層の保護者の救済ということではなく、児童の福祉を図ることを主な目的としたこと
- (2) したがって、生活困窮者、低所得者に限らず、日中家庭に世話をする者がいない（保育に欠ける）児童を入所措置することとしたこと
- (3) 児童の保育担当者としての保母（現在は保育士）の資格を明確に規定したこと

### 2. 保育所の目的

保育所は、保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育をすることを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。

児童福祉法第 39 条は、保育所は日日保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行うという保育所の目的を規定している。



### 3 . 保育所の設備と運営

1. 児童福祉法第 45 条第 1 項の規定に基づき、「児童福祉施設最低基準」が厚生省令をもって制定されている。これは、児童福祉施設が一定の基準を保持して入所児童の福祉を確実に保障できるようにするためである。

保育所は、設置時及びその後において、常にこの児童福祉施設最低基準に定める設備と運営の基準に適合していなければならない。この省令の第 32 条から第 36 条まで規定されている最低基準の概要は次のとおりである。

- (1) 乳児又は満 2 歳に満たない幼児のための乳児室又はほふく室、医務室等、満 2 歳以上の幼児のための保育室又は遊戯室、屋外遊戯場等のほか、調理室、便所等の設備を設けることとされている。
- (2) 保育所には、職員として、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳の幼児おおむね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね 30 人につき 1 人以上置くこととしているが、一保育所につき、2 人を下回ることはできない。
- (3) 保育所は、最低基準上は 1 日 8 時間の保育時間によって運営することを原則としており、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他の状況等を考慮して、保育所長が保育時間を定めることになっている。現在、11 時間の開所が可能となるような措置を講じている。
- (4) 保育所の保育内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び、午睡及び健康診断を含むものとされている。

以上の設備及び運営の基準は、設置後においても常時遵守されていることが必要であり、その遵守状況について、定期的に都道府県知事等の監督指導を受け、基準に達しないときは必要な改善勧告、改善命令、更には事業の停止、施設設置認可の取消等の処分を受けることがある。(児童福祉法第 46 条・第 58 条)

2. 保育所は、児童福祉施設であり、その設置運営の財源については、公費負担・補助等の規定(児童福祉法第 50 条から第 56 条の 3 まで)が適用される。

その内容は、保育所の建物等の設備に要する経費である整備費と保育所を運営するために要する経費である保育所運営費の 2 つに大別される。

#### (1) 整備費

地方公共団体が、住民に必要なサービスを自主的・効率的に選択できるようにするため、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等(平成 17 年法律第 25 号)により児童福祉法の一部が改正され、保育所整備費(保育所の新設、修理、改造、拡張、又は整備に要する経費)を含む児童福祉施設整備費については、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 11 条第 1 項に基づく次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)の中に位置づけられた。

このため、社会福祉法人、日本赤十字社又は民法上の公益法人が設置する保育所については、国から次世代育成支援対策施設整備交付金が交付されることとなった。

都道府県又は市町村が設置する保育所については、三位一体改革により一般財源化されている。

## (2) 保育所運営費

児童を保育所において保育した場合には、前述の最低基準を維持するのに必要な費用として、保護者から徴収する額を差し引いた残余の額につき、民間保育所の場合、国が1/2、都道府県が1/4、市町村が1/4の割合で負担するものとされている（児童福祉法第50条・第51条・第53条・第55条）。公立保育所の場合は、当該自治体が全額負担する。

民間保育所に係る運営費の内容は、人件費（保育士等職員の人件費）、事業費（児童の一般生活費、採暖費）、管理費などから成り立っている。運営費は、保護者徴収金並びに国、都道府県及び市町村の負担を財源として、乳児、1～2歳児、3歳児、4歳児以上の年齢区分と施設定員規模、施設所在地の地域区分等に応じて、児童1人当たりの月額単価（保育単価）により、市町村から支弁される。

## 4．保育の実施

保育所は、保育に欠ける児童を入所させる児童福祉施設であって、児童を無条件に入所させるものではない。

市町村は、政令で定める基準に従い条例の定めるところにより保育に欠けると認める児童については、保護者から申込みがあったときは、保育所において保育しなければならない（児童福祉法第24条）と定められている。

平成9年6月11日児童福祉法が改正され（平成9年法律第74号）、保育所の入所方式がこれまでの市町村が措置（行政処分）として入所決定する仕組みから保護者が保育所を選択する方式に改められた。これに伴い、児童福祉法施行令の「措置」を「保育の実施」に改めたが、保育の実施に係る基準については従来どおりとしている（児童福祉法施行令第27条）。

## 5．保育所の設置認可等

市町村はあらかじめ都道府県知事に届け出て、その他の者（社会福祉法人等）は、都道府県知事（指定都市・中核市市長）の認可を経て、保育所の児童福祉施設を設置することができることとされている。（児童福祉法第35法第3項、第4項）

### (1) 設置者が市町村の場合

都道府県知事があらかじめ届け出る事項は次のとおりである。

名称、種類及び位置

建物その他設備の規模及び構造並びにその図面

運営の方法

経営の責任者及び福祉の実務幹部職員の氏名及び幹部職員の氏名及び経歴

収支予算書

事業開始の予定年月日

### (2) 設置者が市町村以外の場合

前記の から までの事項のほか、

設置する者の経歴及び資産状況を明らかにする書類

保育所を設置しようとするものが法人である場合にあっては、その法人格を有することを証する書類

法人又は団体においては、寄附行為その他の契約を添付して設置認可申請を行わなければならない（児童福祉法施行規則第37条第2項）。

## 6 保育所への入所の円滑化について(抜粋)

平成10年2月13日 児保第3号  
厚生省児童家庭局保育課長通知

### 1. 保育所への入所円滑化対策について

市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下のとおりとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率(当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。)が120%以上の状態をいうものであること。

(1) 原則として、市町村において待機のある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。

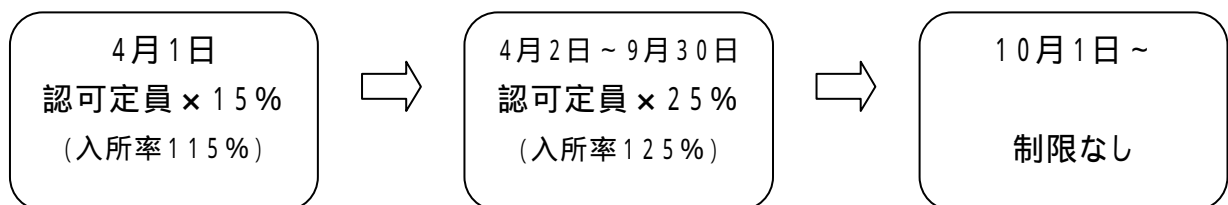
(2) 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲とする。

ただし、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、

ア 休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合

イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させること。

には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。



ただし、児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準を遵守しなければならない。

(保育士数・保育室面積等)

## 7 保育所入所待機児童の定義

保育所入所待機児童とは

平成14年4月1日 保育所入所待機児童数調査における定義改正  
(平成14年1月31日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)

旧 定 義	新 定 義
<p>調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第9条の3第6号に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め、適切に対応すること。</li> <li>2. 広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。</li> <li>3. 保育所に入所できなかったため、保育所以外（公的助成を受けている認可外保育施設・家庭的保育を行う者（いわゆる保育ママ）等で保育されている場合も含む）で保育を受けているが、保育所への入所希望が依然としてある場合には、待機児童としてカウントすること。</li> <li>4. いわゆる“入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。</li> <li>5. 保育所に現在入所しているが、第一希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。</li> <li>6. 産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているものについては、定員の弾力化等を活用しつつ、産休育休明けに入所できるよう万全を期することは当然のことであるが、このような入所予約（入所希望日が調査日よりも後のもの）は、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。</li> </ol>	<p>調査日時点において、入所申込が提出されており、入所要件に該当しているが、入所していないものを把握すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 保護者が求職中の場合については、一般に、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第9条の3第6号に該当するものと考えられるところであるが、求職活動も様々な形態が考えられるので、求職活動の状況把握に努め、適切に対応すること。</li> <li>2. 広域入所の希望があるが、入所できない場合には、入所申込者が居住する市町村の方で待機児童としてカウントすること。</li> <li>3. <u>付近に保育所がない等やむを得ない事由により、保育所以外の場合で適切な保護を行うために、地方公共団体における単独施策（いわゆる保育室・保育ママ等）を実施している場合には、その単独保育施策で保育されている児童は、本調査の待機児童数には含めないこと。</u></li> <li>4. いわゆる“入所保留”（一定期間入所待機のままの状態であるもの）の場合については、保護者の保育所への入所希望を確認した上で希望がない場合には、除外することができること。</li> <li>5. 保育所に現在入所しているが、第一希望の保育所でない等により転園希望が出ている場合には、本調査の待機児童数には含めないこと。</li> <li>6. <u>産休・育休明けの入所希望として事前に入所申込が出ているような、入所予約（入所希望日が調査日よりも後のもの）の場合には、調査日時点においては、待機児童数には含めないこと。</u></li> <li>7. <u>他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童数には含めないこと。</u></li> </ol> <p>他に入所可能な保育所とは、 (1)開所時間が保護者の需要に応えている。（例えば、希望の保育所と開所時間に差異がないなど） (2)立地条件が登園するのに無理がない。（例えば、通常交通手段により、自宅から20～30分未満で登園が可能など）</p>

## 8 保育所保育指針の改定について

厚生労働省告示第141号

平成20年3月28日

平成21年4月1日 施行

昭和40年に保育所保育のガイドラインとして制定された保育所保育指針（以下「保育指針」という。）は、平成2年、平成12年の改定を経て、このたび、3度目の改定なる。

今回の改定により、保育指針は、これまでの局長通知から厚生労働大臣による告示となり、遵守すべき法令として示された。これにより全国の認可保育所では、保育指針に規定されている基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じ創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に努めなければならないとされた。また、保育所が子どもの保護者や地域社会から期待されている役割が深化・拡大する中で、保育所の専門性を適切に発揮しながら、その社会的責任を果たしていくことが必要とされる。

### 1. 改定の経緯

#### (1) 保育指針とは何か

保育所における保育の内容やこれに関連する運営等について定めたもの  
すべての子どもの最善の利益のため、全国の認可保育所が一定の水準を担保するための仕組みである

#### (2) 改定の背景

旧保育指針の施行から8年が経過し、この間、子どもや子育て家庭を取り巻く状況は、依然として課題や問題点も多くあり、家庭や地域において人や自然と関わる経験が少なくなり、子どもにふさわしい生活時間や生活リズムがつかれないことなど子どもの生活が変化する一方で、不安や悩みを抱える保護者が増加し、養育力の低下や児童虐待の増加などが指摘されている。

子どもの育ちや保護者をめぐる環境が変化し、保育所への期待が高まり、質の高い保育が求められる中で、保育所の役割・機能を再確認し、保育の内容の改善充実を図ることが重要になってきており、今回、こうした観点から、保育指針の内容や構成を見直し、更なる保育の質の向上をめざすこととなった。

### 2. 改定に当たっての基本的考え方

#### (1) 告示化による規範性の明確化

義務・努力義務・奨励・配慮事項等

改正された児童福祉施設最低基準第35条に拠る

平成21年4月1日 施行

(改正前) 第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする。

(改正後) 第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については厚生労働大臣が、これを定める。

#### 保育指針

#### (2) 指針の大綱化と原則性・明解性

大綱化(全7章)により、基準として規定するものを基本的なものに限定し、保育所の創意工夫を促す

文言を精査し、簡潔でわかりやすい記述や表記となるよう工夫した

#### (3) 保育所保育の構造化を図る

保育指針の内容の構造化

保育課程に基づく計画と実践・評価

保育所の計画性、組織性を重視、計画 - 実践 - 評価 - 改善の連動による質の向上をめざす

### 3. 改定の要点

#### (1) 保育所の役割の明確化

養護と教育を一体的に行うことを特性とする

環境を通して子どもの保育を総合的に行う

保護者への支援

保育所に入所する子どもの保護者に対する支援と地域の子育て家庭への支援

今日的な課題～社会的責任

子どもの人権の尊重

子どもの最善の利益への配慮、子どもの命や子育てを大切にする文化や価値観の醸成

地域との交流と説明責任

次世代育成支援、世代間交流、保護者等への情報提供、説明責任・応答責任等

個人情報保護と苦情解決

「個人情報の保護に関する法律」を踏まえる、苦情解決への組織的対応等

#### (2) 保育の内容の改善

発達過程の把握による子どもの理解

誕生から就学までの長期的視野をもって子どもを理解する

子どもの生活の連続性・発達の連続性に留意する

## 養護と教育が一体的に行われる保育の特性

保育の内容を具体的に把握するための視点としての養護と教育

環境を通して行う保育

養護に関わる内容、教育に関わる内容の個別性と関連性・総合性

心身の育ちへの配慮

人との相互的な関わりへの配慮

個と集団を共に育てること

## 健康・安全のための体制充実

子どもの健康増進、疾病への対応、衛生安全管理における施設長の責任の明確化

保育士・看護師・栄養士の専門的対応の重要性

不適切な養育や虐待防止への早期対応の重要性

## 小学校との連携

顔の見える連携・交流・相互理解

市町村等の幼保小連携事業による交流や共同研究等

子どもの育ちを支える資料「保育要録」の作成と小学校への送付

## (3) 保護者支援

保育所の保護者支援の役割の明確化

保育所の特性を生かした支援と保育士の専門性の発揮

保護者との関係構築と保護者の養育力の向上に資する支援の重要性

地域の人、場、機関などの資源の活用とそれらをつなげる支援

## (4) 保育の質を高める仕組み

保育指針の位置付けとそれに基づく根拠のある保育の展開

保育課程による保育所の全体像の把握と具体的実践

保育課程の編成 - 指導計画の作成 - 保育の記録 - 自己評価 - 計画の再構成、児童票の作成、児童保育要録の作成などの連動、一貫性をもった取組

保育士等の自己評価と保育所の自己評価

## 保育指針（項目のみ）

### 第1章 総則

1．趣旨

2．保育所の役割

3．保育の原理

(1) 保育の目標

(2) 保育の方法

(3) 保育の環境

4．保育所の社会的責任

## 第2章 子どもの発達

- 1．乳幼児期の発達の特性
- 2．発達過程
  - (1) おおむね6か月未満
  - (2) おおむね6か月から1歳3か月未満
  - (3) おおむね1歳3か月から2歳未満
  - (4) おおむね2歳
  - (5) おおむね3歳
  - (6) おおむね4歳
  - (7) おおむね5歳
  - (8) おおむね6歳

## 第3章 保育の内容

- 1．保育のねらい及び内容
  - (1) 養護に関わるねらい及び内容
  - (2) 教育に関わるねらい及び内容
- 2．保育の実施上の配慮事項
  - (1) 保育に関わる全般的な配慮事項
  - (2) 乳児保育に関わる配慮事項
  - (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項
  - (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

## 第4章 保育の計画及び評価

- 1．保育の計画
  - (1) 保育の計画
  - (2) 指導計画
  - (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項
- 2．保育の内容の自己評価
  - (1) 保育士等の自己評価
  - (2) 保育所の自己評価

## 第5章 健康及び安全

- 1．子どもの健康支援
  - (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
  - (2) 健康増進
  - (3) 疾病等への対応
- 2．環境及び衛生管理並びに安全管理
  - (1) 環境及び衛生管理
  - (2) 事故防止及び安全対策
- 3．食育の推進
- 4．健康及び安全の実施体制等



## 第6章 保護者に対する支援

- 1．保育所における保護者に対する支援の基本
- 2．保育所に入所している子どもの保護者への支援
- 3．地域における子育て支援

## 第7章 職員の資質向上

- 1．職員の資質向上に関する基本的事項
- 2．施設長の責務
- 3．職員の研修等

## 9 認可保育所一覽

区分	保育所名	住所	定員	設置者
市立	奥沢保育所	奥沢 3 - 8 - 3	80	小樽市
	銭函保育所	銭函 2 - 2 3 - 1 3	110	
	手宮保育所	梅ヶ枝町 3 - 2 3	120	
	赤岩保育所	赤岩 2 - 2 1 - 1	120	
	長橋保育所	長橋 4 - 1 0 - 1 5	60	
	最上保育所	最上 2 - 9 - 1 0	45	
	小計 6 か所		535	
民間	中央保育所	堺町 2 - 9	120	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 (H17.4.1 小樽市から移譲)
	相愛保育所	長橋 1 - 2 - 2 0	85	社会福祉法人 小樽相愛会
	日赤保育所	緑 1 - 9 - 9	90	日本赤十字社北海道支部
	若竹保育所	若竹町 5 - 2	45	宗教法人 本願寺小樽別院
	龍徳保育園	真栄 1 - 3 - 8	60	社会福祉法人 小樽龍徳福祉会
	新光保育園	新光 1 - 3 3 - 7	90	社会福祉法人 小樽別院保育協会
	愛育保育園	花園 4 - 3 - 1 4	90	社会福祉法人 小樽愛育会
	ゆりかご保育園	入船 5 - 2 4 - 1 2	60	社会福祉法人 小樽めぐみ保育協会
	杉の子保育園	入船 1 - 5 - 1 6	80	社会福祉法人 小樽杉の子会
	あかつき保育園	塩谷 1 - 2 5 - 2 0	45	社会福祉法人 塩谷保育協会
	龍徳オタモイ保育園	オタモイ 1 - 1 9 - 6	60	社会福祉法人 小樽龍徳福祉会
	蘭島保育園	蘭島 1 - 3 - 2 7	30	社会福祉法人 蘭島福祉会
	さくら保育園	桜 1 - 4 - 1 3	60	社会福祉法人 小樽さくら保育会
	真栄保育所	若松 2 - 2 - 1	80	社会福祉法人 小樽四ツ葉学園 (H20.4.1 小樽市から移譲)
小計 14 か所		995		
合計 20 か所		1,530		

## 10 認可保育所施設状況

区分	保育所名	定員	事業開始年月日	建築年月	構造・階	建物面積
市    立	奥沢保育所	80	S25 . 7 . 1	S47 . 12	木造・平屋	463.32㎡
	銭函保育所	110	S28 . 7 . 4	S43 . 10	木造・平屋	652.73㎡
	手宮保育所	120	S 2 . 9 . 26	S51 . 3	鉄筋・2階	720.08㎡
	赤岩保育所	120	S38 . 12 . 1	H14 . 3	鉄筋・平屋	797.75㎡
	長橋保育所	60	S45 . 1 . 1	S44 . 10	木造・平屋	398.39㎡
	最上保育所	45	S52 . 4 . 1	S52 . 3	鉄筋・1階 (市営住宅1階)	441.76㎡
	小計 6か所	535				
民            間	中央保育所	120	S57 . 4 . 1	S57 . 3	鉄筋・2階	739.38㎡
	相愛保育所	85	S24 . 5 . 1	S54 . 12	鉄骨・一部2階	505.69㎡
	日赤保育所	90	S36 . 4 . 1	S41 . 12	鉄筋・2階	670.45㎡
	若竹保育所	45	S26 . 6 . 1	H 7 . 7	木造・2階	285.12㎡
	龍徳保育園	60	S42 . 4 . 1	S42 . 3	木造・平屋	369.74㎡
	新光保育園	90	S42 . 8 . 1	S41 . 6	木造・平屋	499.63㎡
	愛育保育園	90	S46 . 10 . 1	S46 . 8	鉄筋・2階	863.18㎡
	ゆりかご保育園	60	S47 . 2 . 1	S47 . 1	木造・平屋	269.73㎡
	杉の子保育園	80	S48 . 6 . 1	S48 . 5	木造・平屋	344.48㎡
	あかつき保育園	45	S49 . 1 . 1	H18 . 7	木造・平屋	450.00㎡
	龍徳オタモイ保育園	60	S50 . 2 . 1	S50 . 1	木造・平屋	352.75㎡
	蘭島保育園	30	S50 . 11 . 1	S50 . 11	木造・平屋	253.53㎡
	さくら保育園	60	S55 . 12 . 1	S55 . 11	鉄筋・平屋	473.20㎡
	真栄保育所	80	S 2 . 9 . 26	S43 . 3	木造・平屋	499.95㎡
	小計 14か所	995				
合計 20か所	1,530					

真栄保育所は、現在改築工事中、H21.3月完工予定

# 11 認可保育所入所児童数

平成20年4月1日現在

保育所名	定員	入所児童数							入所率
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	
奥沢保育所	80	0	6	6	18	15	14	59	73.8%
銭函保育所	110	8	21	12	16	27	16	100	90.9%
手宮保育所	120	9	9	16	14	17	16	81	67.5%
赤岩保育所	120	3	17	14	18	26	22	100	83.3%
長橋保育所	60	0	4	4	7	6	17	38	63.3%
最上保育所	45	2	6	10	7	5	7	37	82.2%
市立計	535	22	63	62	80	96	92	415	77.6%
中央保育所	120	11	19	19	23	18	22	112	93.3%
相愛保育所	85	6	7	13	9	15	18	68	80.0%
日赤保育所	90	5	15	18	24	16	23	101	112.2%
若竹保育所	45	0	5	8	12	6	14	45	100.0%
龍徳保育園	60	7	11	10	11	11	17	67	111.7%
新光保育園	90	8	12	18	9	24	23	94	104.4%
愛育保育園	90	10	16	15	19	21	21	102	113.3%
ゆりかご保育園	60	3	8	15	13	12	18	69	115.0%
杉の子保育園	80	3	13	10	18	18	19	81	101.3%
あかつき保育園	45	1	8	4	3	13	11	40	88.9%
龍徳オタモイ保育園	60	4	11	8	10	14	18	65	108.3%
蘭島保育園	30	3	5	3	5	7	6	29	96.7%
さくら保育園	60	4	10	12	10	15	18	69	115.0%
真栄保育所	80	1	8	9	7	9	18	52	65.0%
民間計	995	66	148	162	173	199	246	994	99.9%
合計	1,530	88	211	224	253	295	338	1,409	92.1%

## 12 認可保育所入所児童数の推移( S 5 3 ~ H 2 0 )

( 4 月 1 日現在 )

年 度	定 員	入所児童数	入所率	待機児童数
5 3	1,520	1,469	96.6%	163
5 4	1,520	1,486	97.8%	140
5 5	1,555	1,502	96.6%	65
5 6	1,615	1,522	94.2%	53
5 7	1,715	1,554	90.6%	18
5 8	1,700	1,526	89.8%	14
5 9	1,700	1,538	90.5%	36
6 0	1,700	1,448	85.2%	12
6 1	1,555	1,398	89.9%	12
6 2	1,555	1,321	85.0%	0
6 3	1,540	1,258	81.7%	0
元	1,510	1,246	82.5%	0
2	1,510	1,141	75.6%	0
3	1,430	1,150	80.4%	0
4	1,405	1,138	81.0%	0
5	1,405	1,160	82.6%	0
6	1,405	1,204	85.7%	0
7	1,390	1,214	87.3%	0
8	1,390	1,221	87.8%	27
9	1,420	1,289	90.8%	8
1 0	1,405	1,316	93.7%	17
1 1	1,405	1,329	94.6%	17
1 2	1,405	1,363	97.0%	25
1 3	1,450	1,437	99.1%	15
1 4	1,455	1,470	101.0%	0 ( 17 )
1 5	1,455	1,495	102.7%	0 ( 37 )
1 6	1,505	1,528	101.5%	0 ( 33 )
1 7	1,505	1,476	98.1%	0 ( 28 )
1 8	1,530	1,434	93.7%	0 ( 17 )
1 9	1,530	1,407	92.0%	0 ( 14 )
2 0	1,530	1,409	92.1%	0 ( 19 )

平成 1 4 年度以降待機児童数 ( ) 内は、国の旧定義による

### 13 認可保育所 入所率・入所児童数・待機児童数の状況

4月1日現在	定員			入所児童数 (a)			入所率 (%)			待機児童数 (b)			(a)+(b)			入所希望率 (%)		
	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計
H16.4.1	605	900	1,505	553	975	1,528	91.4%	108.3%	101.5%	3	30	33	556	1,005	1,561	91.9%	111.7%	103.7%
H17.4.1	605	900	1,505	514	962	1,476	85.0%	106.9%	98.1%	0	28	28	514	990	1,504	85.0%	110.0%	99.9%
H18.4.1	615	915	1,530	478	956	1,434	77.7%	104.5%	93.7%	0	17	17	478	973	1,451	77.7%	106.3%	94.8%
H19.4.1	615	915	1,530	478	929	1,407	77.7%	101.5%	92.0%	0	14	14	478	943	1,421	77.7%	103.1%	92.9%
H20.4.1	535	995	1,530	415	994	1,409	77.6%	99.9%	92.1%	0	19	19	415	1,013	1,428	77.6%	101.8%	93.3%

10月1日現在	定員			入所児童数 (a)			入所率 (%)			待機児童数 (b)			(a)+(b)			入所希望率 (%)		
	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計
H16.10.1	605	900	1,505	580	1,065	1,645	95.9%	118.3%	109.3%	28	42	70	608	1,107	1,715	100.5%	123.0%	114.0%
H17.10.1	615	900	1,515	556	1,048	1,604	90.4%	116.4%	105.9%	2	39	41	558	1,087	1,645	90.7%	120.8%	108.6%
H18.10.1	615	915	1,530	539	1,025	1,564	87.6%	112.0%	102.2%	0	7	7	539	1,032	1,571	87.6%	112.8%	102.7%
H19.10.1	615	915	1,530	534	1,028	1,562	86.8%	112.3%	102.1%	0	19	19	534	1,047	1,581	86.8%	114.4%	103.3%

3月1日現在	定員			入所児童数 (a)			入所率 (%)			待機児童数 (b)			(a)+(b)			入所希望率 (%)		
	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計	市立	民間	計
H17.3.1	605	900	1,505	585	1,084	1,669	96.7%	120.4%	110.9%	21	50	71	606	1,134	1,740	100.2%	126.0%	115.6%
H18.3.1	615	900	1,515	576	1,075	1,651	93.7%	119.4%	109.0%	8	65	73	584	1,140	1,724	95.0%	126.7%	113.8%
H19.3.1	615	915	1,530	562	1,051	1,613	91.4%	114.9%	105.4%	5	25	30	567	1,076	1,643	92.2%	117.6%	107.4%
H20.3.1	615	915	1,530	546	1,059	1,605	88.8%	115.7%	104.9%	14	38	52	560	1,097	1,657	91.1%	119.9%	108.3%

待機児童数は、旧定義によるもので、新定義では0人となる。

14 認可保育所 定員変更経過 (各年4月1日現在定員)

保育所名	59年	60年	61年	62年	63年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	増減 累計		
奥沢保育所	100	100	100	100	100	100	100	30	10	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	20	80	80	80	80	20		
真栄保育所 H20.3.31廃止	100	100	100	100	100	20	80	20	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	20	80	80	80	80	80		
銭函保育所	100	100	40	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	15	75	75	75	75	25	100	100	100	100	100	110	110	110	
手宮保育所	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	0	
高島保育所 H14.3.31廃止	60	60	15	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	60
赤岩保育所	70	70	70	70	70	10	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	50	110	10	120	120	120	120	50	
長橋保育所	90	90	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	30	
最上保育所	60	60	60	60	15	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	15	
公立計	0	0	85	0	15	30	0	50	10	0	0	0	0	15	0	0	0	25	5	0	50	0	10	0	80	165		
	700	700	615	615	600	570	570	520	510	510	510	510	510	525	525	525	525	550	555	555	605	605	615	615	535			
中央保育所	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	10	110	110	110	110	10	120	120	20	
相愛保育所	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	5	85	85	5	
日赤保育所	150	150	30	120	120	120	120	30	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	60	
若竹保育所	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	0	
龍徳保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	0	
新光保育園	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	10	90	90	90	90	90	90	90	10	
愛育保育園	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	90	0	
ゆりかご保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	0	
杉の子保育園	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	0	
あかつき保育園	90	90	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	15	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45
龍徳オタモイ保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	15	45	45	45	45	15	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	0	
蘭島保育園	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45	15	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	15	
さくら保育園	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	0	
真栄保育所 H20.4.1~																										80		
私立計	0	0	60	0	0	0	0	30	15	0	0	15	0	15	15	0	0	20	0	0	0	0	15	0	80	5		
	1,000	1,000	940	940	940	940	940	910	895	895	895	880	880	895	880	880	880	900	900	900	900	900	915	915	995			
合計	0	0	145	0	15	30	0	80	25	0	0	15	0	30	15	0	0	45	5	0	50	0	25	0	0	170		
	1,700	1,700	1,555	1,555	1,540	1,510	1,510	1,430	1,405	1,405	1,405	1,390	1,390	1,420	1,405	1,405	1,405	1,450	1,455	1,455	1,505	1,505	1,530	1,530	1,530			

## 1 5 特別保育事業の実施状況

入所申込みによる

区分	保育所名	定員	0歳児保育		障害児保育	延長保育	一時保育	地域活動事業	休日保育事業
			産休明け	6か月～					
市立	奥沢保育所	80			H18～ 1人 H19～ 1人			H2～ 世代間交流	
	銭函保育所	110	H9～		H18～ 1人	H13～			
	手宮保育所	120	H9～		H19～ 1人				
	赤岩保育所	120	H14～		H19～ 1人	H14～		H14～ 世代間交流	
	長橋保育所	60						H5～ 世代間交流	
	最上保育所	45		S53～					
民間	中央保育所	120	H4～		(H17～H19)	H14～			H19～
	相愛保育所	85	H4～		(H15～H19)			H4～ 異年齢児交流	
	日赤保育所	90	H5～		H18～ 1人		H3～		
	若竹保育所	45							
	龍徳保育園	60	H13～					H5～ 異年齢児交流	
	新光保育園	90	H11～			H18～		H15～ 世代間交流	
	愛育保育園	90	H4～			H15～		H3～ 異年齢児交流	
	ゆりかご保育園	60	H5～				H16～	H3～ 世代間交流	
	杉の子保育園	80	H4～						
	あかつき保育園	45	H8～						
	龍徳オタモイ保育園	60	H15～						
	蘭島保育園	30	H8～					H11～ 世代間交流	
	さくら保育園	60	H4～			H13～			
真栄保育所	80		H6～	H17～ 1人					
合 計		1,530	15か所	2か所	6か所	6か所	2か所	9か所	1か所



事業名	事業実施内容	平成19年度事業実績	
		実施か所数	利用児童数等(人)
一時保育事業	保護者のパート勤めや病 気、冠婚葬祭、育児疲れの 解消などの理由により、一 時的な保育サービスを実施	民間2か所	延べ利用児童数 1,530 1月当たり平均利用児童数 127.5 1日当たり平均利用児童数 5.2 (平成19年度開所日数293日)
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化 に対応するため、保育時間 の延長を実施	市立2か所 民間4か所	延べ利用児童数 11,148 1月当たり平均利用児童数 929.0 1日当たり平均利用児童数 38.0 (平成19年度開所日数293日)
産休明け保育事業	就労と育児の両立という ニーズに対応し、生後57日 目～6か月未満の児童を対 象とする保育サービスを実 施	市立3か所 民間12か所	6か月未満児を含む0歳児の延べ定員 (0歳児定員99人×12か月) 1,188 6か月未満児を含む0歳児の延べ入所児童数 1,719
休日保育事業	日曜・祝日の勤務等に対応 するため、休日における保 育を実施 (平成19年8月から実施)	民間1か所	延べ利用児童数 234 1日当たり平均利用児童数 5.3 (平成19年度開所日数44日)
障がい児保育	ノーマライゼーションの促 進と保護者のニーズに対応 するため、障がい児保育を 実施	市立5か所 民間3か所	障がい児保育対象児童数 11
保育所地域活動事業	保育所児童と地域のお年寄 りとの世代間交流や地域の 子どもとの異年齢児交流を 実施	(世代間交流) 市立3か所 民間3か所 (異年齢時交 流) 民間3か所	各保育所で季節ごとに行われ る行事等を通じ、地域の老人ク ラブや福祉施設に入所している 高齢者や卒園児などの保育所入 所児童以外の子どもたちとの交 流を行った。

## 16 子育て支援事業の状況

### 地域子育て支援センター

#### 「げんき」

事業開始 平成13年4月  
場 所 小樽市奥沢3-8-3 奥沢保育所併設  
事業主体 小樽市  
事業内容 育児相談、開放事業、親子で遊ぼう、子育て講座  
「げんき」がまちにやってくる、すくすくひよこくらぶ  
育児サークル活動支援、子育て支援情報誌発行

#### 「風の子」

事業開始 平成14年4月  
場 所 小樽市赤岩2-21-1 赤岩保育所内  
事業主体 小樽市  
事業内容 育児相談、開放事業、保健所等との連携事業、子育て講座  
「げんき」がまちにやってくる、すくすくひよこくらぶ  
育児サークル活動支援、子育て支援情報誌発行

### わくわく広場

事業開始 平成17年4月  
場 所 小樽市新光1-3-10 朝里幼稚園  
事業主体 学校法人浄暁学園  
開催日時 毎週 月・水・金曜日 9:00~14:00  
事業内容 開放事業、子育て相談、子育て講座  
カンガルークラブ、子育て支援情報誌発行

### あそびの広場

事業開始 平成17年10月  
場 所 小樽市銭函2-28-10 銭函市民センター  
事業主体 げんきいんぜにばこ(ボランティアグループ)  
開催日時 毎週 木曜日 9:30~11:30  
事業内容 子育て相談、親子ふれあい事業、絵本読み聞かせ

## 17 認可保育所の運営経費の状況

(平成19年度決算額(千円))

### 【市の負担経費】

項目	市立	民間	計
保育所数(か所)	7	13	20
延べ入所児童数(人)	6,294	12,132	18,426
保育所運営に係る市の負担経費(A)	657,636	971,320	1,628,956
(参考) 保育所1か所当たりの経費	93,948	74,717	81,448
入所児童数1人当たりの経費	104	80	88

### 【国・道からの運営費負担金収入】(1)

項目	市立	民間	計
保育所運営費負担金収入(D)	0	521,534	521,534
国負担分((A-B)×1/2)	0	347,689	347,689
道負担分((A-B)×1/4)	0	173,845	173,845

### 【保育料】

項目	市立	民間	計
国が定める徴収金(保育料)基準額(B)	111,888	275,942	387,830
市が定める保育料	90,006	213,130	303,136
(参考) 上記の差額	21,882	62,812	84,694
軽減率(%) (2)	19.56%	22.76%	21.84%
保育料収入額(C)	83,467	198,539	282,006
(参考) 市が定める保育料との差額	6,539	14,591	21,130
収納率(%)	92.73%	93.15%	93.03%

- 1 民間保育所に対する市の負担経費については、国が定める保護者からの徴収金(保育料)基準額を控除した額の1/2を国が、1/4を道が負担することとされており、運営費負担金として市に交付される。  
市立保育所については、当該運営費負担金は廃止され、地方交付税として措置される。
- 2 国が定める徴収金(保育料)基準額に対する市が定める保育料の減額の割合を示す。  
小樽市を含む、道内の人口上位10市の平均の軽減率は、23.46%。

## 18 認可外保育施設状況

平成20年4月1日現在

### 認可外保育施設（施設数 7）

開設年月日	施設名	住所	定員 (人)	現員 (人)
S47. 1. 4	共同保育所ポッポの家	奥沢1丁目1番14号	26	19
S60.10.28	みのり保育園	新光3丁目4番13号	50	20
H 5. 4.12	特定非営利活動法人 かもめ保育園	張碓町550番5号	45	36
H 9. 4.21	特定非営利活動法人 小樽ひばり保育園	長橋2丁目17番12号	55	29
H14. 4. 1	託児Room マミー	入船2丁目4番2号	20	20
H16. 4. 1	保育ルーム タンポポ	奥沢1丁目6番8号	10	4
H18. 5. 1	青い鳥保育園	潮見台1丁目5番29号	27	17
	合計		233	145

### 事業所内保育施設（施設数 2）

開設年月日	施設名	住所	定員 (人)	現員 (人)
H 8. 6.13	井原水産(株)札幌支社 ほしみ工場託児所	銭函3丁目263番23号	20	2
H 4. 2.20	だるま食品(株)内 だるまちゃん保育園	銭函3丁目524番8号	45	33
	合計		65	35

### 院内保育施設（施設数 8）

開設年月日	施設名	住所	定員 (人)	現員 (人)
S48. 3.23	石橋病院保育園	長橋3丁目7番7号	-	21
S48.10. 1	市立小樽病院保育室	若松1丁目3番15号	30	14
S48.12. 1	北海道済生会小樽病院保育所	梅ヶ枝町11番20号	15	6
S60. 3. 1	朝里病院附属あさひ保育園	新光1丁目13番17号	-	8
S63. 9. 1	札幌病院ひまわり保育所	銭函3丁目298番	35	28
S51.10. 1	小樽掖済会病院附属保育所らっこ	色内1丁目10番17号	10	12
H13. 8. 1	東小樽病院ひまわり保育園	新光4丁目4番4号	20	18
H19. 4. 1	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院 院内保育所「たるっ子」	住ノ江1丁目7番6号	12	8
	合計		122	115

	総合計		420	295
--	-----	--	-----	-----

## 19 就学前児童(0歳～5歳)の認可保育所等入所状況

平成20年4月1日現在(人・%) ただし、幼稚園は5月1日現在

就学前 児童数		保育所										幼稚園		+		その他	
		認可保育所		認可外 保育施設		事業所内 保育施設		院内 保育施設		保育所計							
		児童数	比率	児童数	比率	児童数	比率	児童数	比率	児童数	比率	児童数	比率	児童数	比率	児童数	比率
0歳	750	88	11.7	14	1.9	0	0.0	6	0.8	108	14.4	0	0.0	108	14.4	642	85.6
1歳	806	211	26.2	18	2.2	4	0.5	39	4.8	272	33.7	0	0.0	272	33.7	534	66.3
2歳	780	224	28.7	24	3.1	4	0.5	26	3.3	278	35.6	0	0.0	278	35.6	502	64.4
3歳	783	253	32.3	30	3.9	7	0.9	15	1.9	305	39.0	297	37.9	602	76.9	181	23.1
4歳	887	295	33.3	31	3.5	11	1.2	17	1.9	354	39.9	511	57.6	865	97.5	22	2.5
5歳	943	338	35.8	28	3.0	9	0.9	12	1.3	387	41.0	525	55.7	912	96.7	31	3.3
合計	4,949	1,409	28.5	145	2.9	35	0.7	115	2.3	1,704	34.4	1,333	27.0	3,037	61.4	1,912	38.6

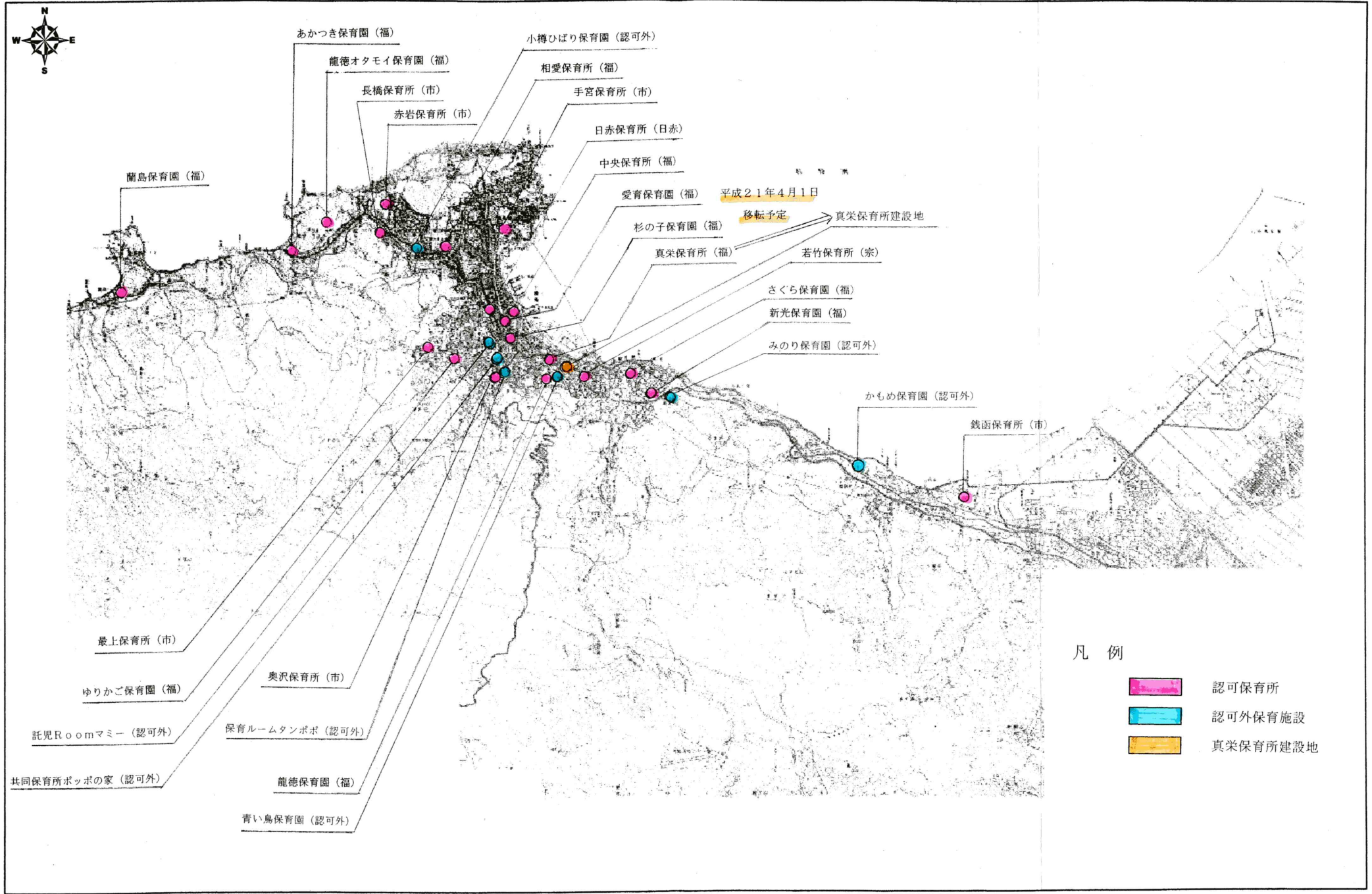
### 参 考

#### 幼稚園の入所状況

平成20年5月1日現在

	開設数 (か所)	定員 (人)	入所児童数 (人)	入所率 (%)
市立	0	0	0	0.0
民間	16	1,865	1,333	71.5
合計	16	1,865	1,333	71.5

20 認可保育所・認可外保育施設 位置図 (事業所内保育施設・院内保育施設を除く)



## 2.1 小樽市における出生数及び人口の推移(S24～H19)

区分 年次	出生数 1 (対前年比)	出生数増減率 (対前年比)	人 口 2 (対前年比)	人口増減率 (対前年比)
昭和 24	6,234			
25	4,912	21.21	178,330	
26	4,317	12.11	182,346	2.25
27	3,977	7.88	183,749	0.77
28	3,559	10.51	186,906	1.72
29	3,330	6.43	187,989	0.58
30	3,150	5.41	190,270	1.21
31	3,077	2.32	193,211	1.55
32	2,880	6.40	194,308	0.57
33	3,007	4.41	203,486	4.72
34	3,163	5.19	204,098	0.30
35	2,852	9.83	204,856	0.37
36	2,956	3.65	205,001	0.07
37	3,063	3.62	205,062	0.03
38	3,165	3.33	206,778	0.84
39	3,148	0.54	207,093	0.15
40	3,212	2.03	206,528	0.27
41	2,495	22.32	205,029	0.73
42	3,268	30.98	205,876	0.41
43	2,945	9.88	204,955	0.45
44	2,966	0.71	202,028	1.43
45	2,953	0.44	199,904	1.05
46	3,108	5.25	191,808	4.05
47	2,991	3.76	190,016	0.93
48	2,985	0.20	188,967	0.55
49	2,807	5.96	188,043	0.49
50	2,685	4.35	187,719	0.17
51	2,554	4.88	187,432	0.15
52	2,350	7.99	187,155	0.15
53	2,230	5.11	186,122	0.55

区分 年次	出生数 1 (対前年比)	出生数増減率 (対前年比)	人 口 2 (対前年比)	人口増減率 (対前年比)
54	2,132	4.39	185,301	0.44
55	1,894	11.16	184,090	0.65
56	1,764	6.86	182,404	0.92
57	1,799	1.98	180,675	0.95
58	1,715	4.67	179,385	0.71
59	1,602	6.59	177,995	0.77
60	1,491	6.93	176,170	1.03
61	1,445	3.09	174,558	0.92
62	1,286	11.00	172,408	1.23
63	1,319	2.57	170,717	0.98
平成 元	1,172	11.14	166,579	2.42
2	1,069	8.79	164,568	1.21
3	1,156	8.14	163,475	0.66
4	1,104	4.50	162,148	0.81
5	1,081	2.08	161,033	0.69
6	1,091	0.93	159,993	0.65
7	1,045	4.22	158,544	0.91
8	1,070	2.39	157,082	0.92
9	1,028	3.93	155,784	0.83
10	1,022	0.58	154,768	0.65
11	959	6.16	153,550	0.79
12	978	1.98	152,063	0.97
13	945	3.37	150,244	1.20
14	957	1.27	148,791	0.97
15	936	2.19	147,124	1.12
16	815	12.93	145,493	1.11
17	756	7.24	143,490	1.38
18	810	7.14	141,322	1.51
19	780	3.70	139,267	1.45

- 1 出生数は、各年1～12月の出生者数の計(住民基本台帳上の数値(市統計データより))
- 2 人口は、各年9月末(S25年は10月末)現在(住民基本台帳上の数値(市統計データより))
- 3 昭和33年4月は、塩谷村を本市へ編入(人口増要素)
- 4 昭和41年は、丙午(出生数減要素、翌年は反動で出生数増傾向)

## 2.2 出生率及び合計特殊出生率の推移

(人)

年次	出生率(人口千対)			合計特殊出生率		
	全国	北海道	小樽市	全国	北海道	小樽市
昭和25	28.1	34.2	27.5			
30	19.4	21.7	16.6			
35	17.2	18.6	15.4			
40	18.6	18.7	16.4			
45	18.8	17.7	15.5	2.13	1.93	1.75
50	17.1	16.8	14.7	1.91	1.82	1.66
55	13.6	13.6	10.5	1.75	1.64	1.37
60	11.9	11.7	8.5	1.76	1.61	1.31
61	11.4	11.3	8.5			
62	11.1	10.8	7.6			
63	10.8	10.5	7.9			
平成元	10.2	9.8	7.2			
2	10.0	9.7	6.5	1.54	1.43	1.12
3	9.9	9.6	7.1			
4	9.8	9.4	6.8			
5	9.6	9.0	6.8			
6	10.0	9.3	6.9			
7	9.6	8.8	6.7	1.42	1.31	1.13
8	9.7	8.8	6.9	1.43	1.30	1.14
9	9.5	8.6	6.7	1.39	1.27	1.11
10	9.6	8.6	6.6	1.38	1.26	1.08
11	9.4	8.2	6.3	1.34	1.20	1.02
12	9.5	8.3	6.5	1.36	1.23	1.07
13	9.3	8.2	6.4	1.33	1.21	1.06
14	9.2	8.2	6.4	1.32	1.22	1.06
15	8.9	8.0	6.4	1.29	1.20	1.09
16	8.8	7.8	5.7	1.29	1.19	0.98
17	8.4	7.4	5.3	1.26	1.15	0.94
18	8.7	7.6	5.7	1.32	1.18	1.04
19(概数)	8.6	7.5	5.7	1.34	1.19	1.05

出生率：人口千人あたりの1年間の出生者数

合計特殊出生率：一般的に、生産年齢(15歳～49歳)にあたる女性の、年齢ごとの出生率を合計したもの(「期間合計特殊出生率」)をいう。1人の女性が生涯に生む子どもの平均人数を推計する値として使われ、総人口の維持には2.07～2.08程度が必要とされている。国際的にも人口動態の指標として広く使われており、数値は次の算式により求められる。

合計特殊出生率 = (母の年齢別出生数 / 当該年齢別女子人口) ...これを、15歳～49歳まで合計したもの

各データは、保健所統計資料(「小樽市の保健行政」)より



## 23 年齢別未婚率の推移

【男性】

(単位：人)

区分	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率
昭和55年	5,290	4,738	89.6%	5,630	2,738	48.6%	7,100	1,448	20.4%
昭和60年	5,005	4,586	91.6%	4,078	2,207	54.1%	5,206	1,413	27.1%
平成2年	4,786	4,404	92.0%	3,758	2,323	61.8%	3,704	1,161	31.3%
平成7年	5,246	4,825	92.0%	3,820	2,492	65.2%	3,676	1,334	36.3%
平成12年	4,451	4,099	92.1%	4,395	2,942	66.9%	3,819	1,642	43.0%
平成17年	3,583	3,356	93.7%	3,432	2,424	70.6%	4,034	1,986	49.2%

国勢調査による

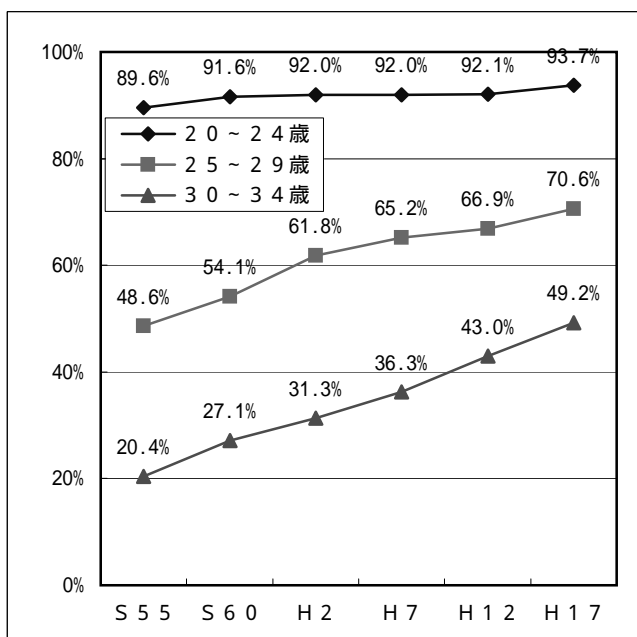
【女性】

(単位：人)

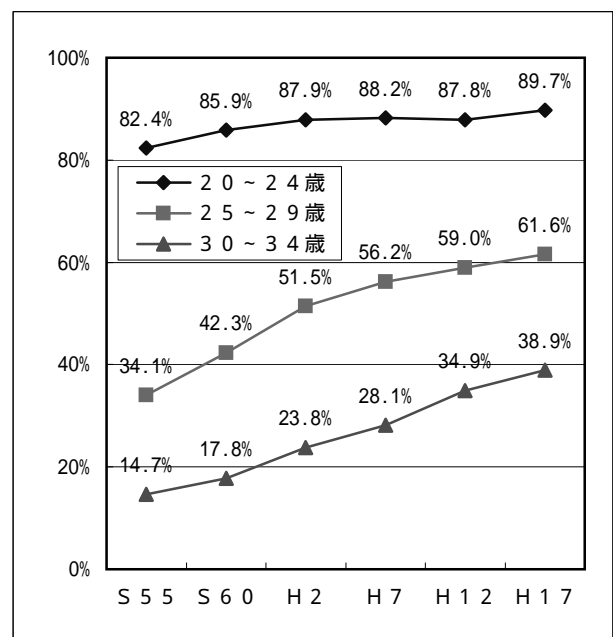
区分	20～24歳			25～29歳			30～34歳		
	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率	総数	未婚者	未婚率
昭和55年	6,174	5,086	82.4%	6,710	2,288	34.1%	8,076	1,184	14.7%
昭和60年	5,801	4,982	85.9%	4,864	2,058	42.3%	6,145	1,092	17.8%
平成2年	5,557	4,882	87.9%	4,460	2,299	51.5%	4,285	1,018	23.8%
平成7年	5,920	5,221	88.2%	4,508	2,534	56.2%	4,205	1,183	28.1%
平成12年	4,806	4,219	87.8%	4,868	2,873	59.0%	4,289	1,497	34.9%
平成17年	3,733	3,350	89.7%	3,743	2,305	61.6%	4,314	1,677	38.9%

国勢調査による

【男性】



【女性】



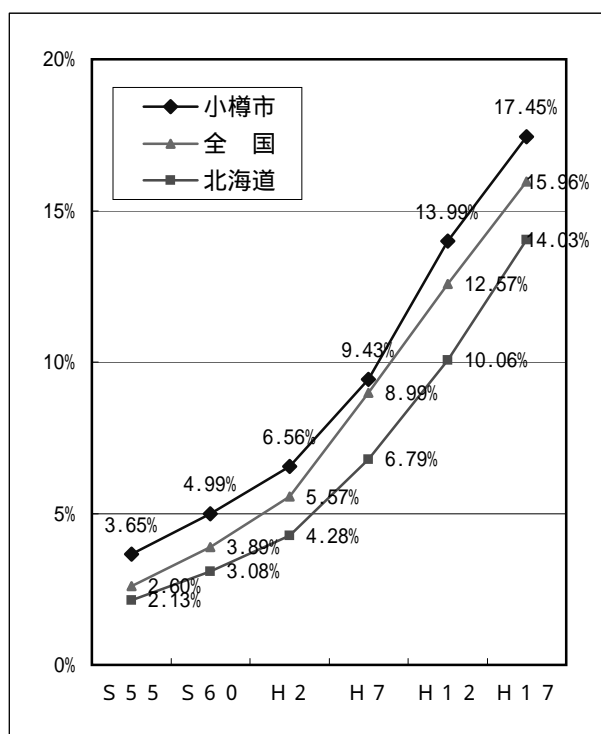
## 2.4 生涯未婚率の推移

区分	全国		北海道		小樽市	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
昭和55年	2.60%	4.45%	2.13%	3.33%	3.65%	6.35%
昭和60年	3.89%	4.32%	3.08%	3.48%	4.99%	5.91%
平成2年	5.57%	4.33%	4.28%	4.07%	6.56%	6.31%
平成7年	8.99%	5.10%	6.79%	5.53%	9.43%	8.34%
平成12年	12.57%	5.82%	10.06%	6.95%	13.99%	10.41%
平成17年	15.96%	7.25%	14.03%	9.26%	17.45%	13.00%

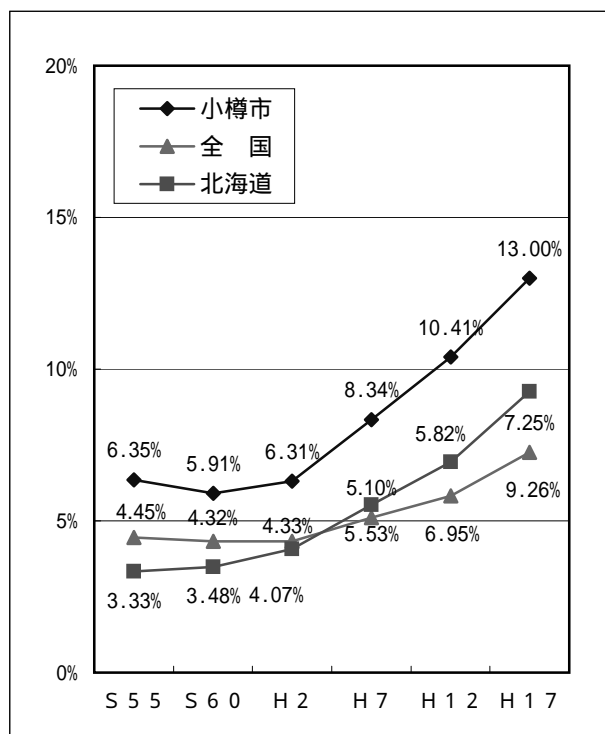
(国勢調査による)

生涯未婚率とは、45～49歳と50～54歳の未婚率の平均であり、50歳時の未婚率を示す。

【男性】

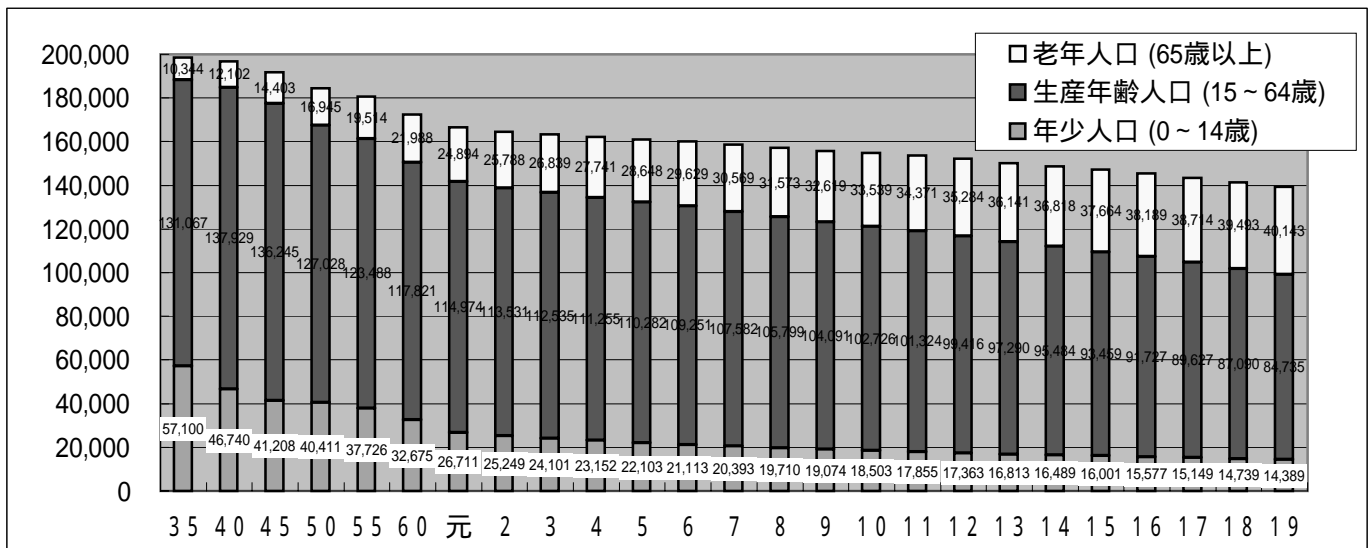


【女性】



## 2.5 小樽市の3区分人口(年少、生産年齢、老年)の推移

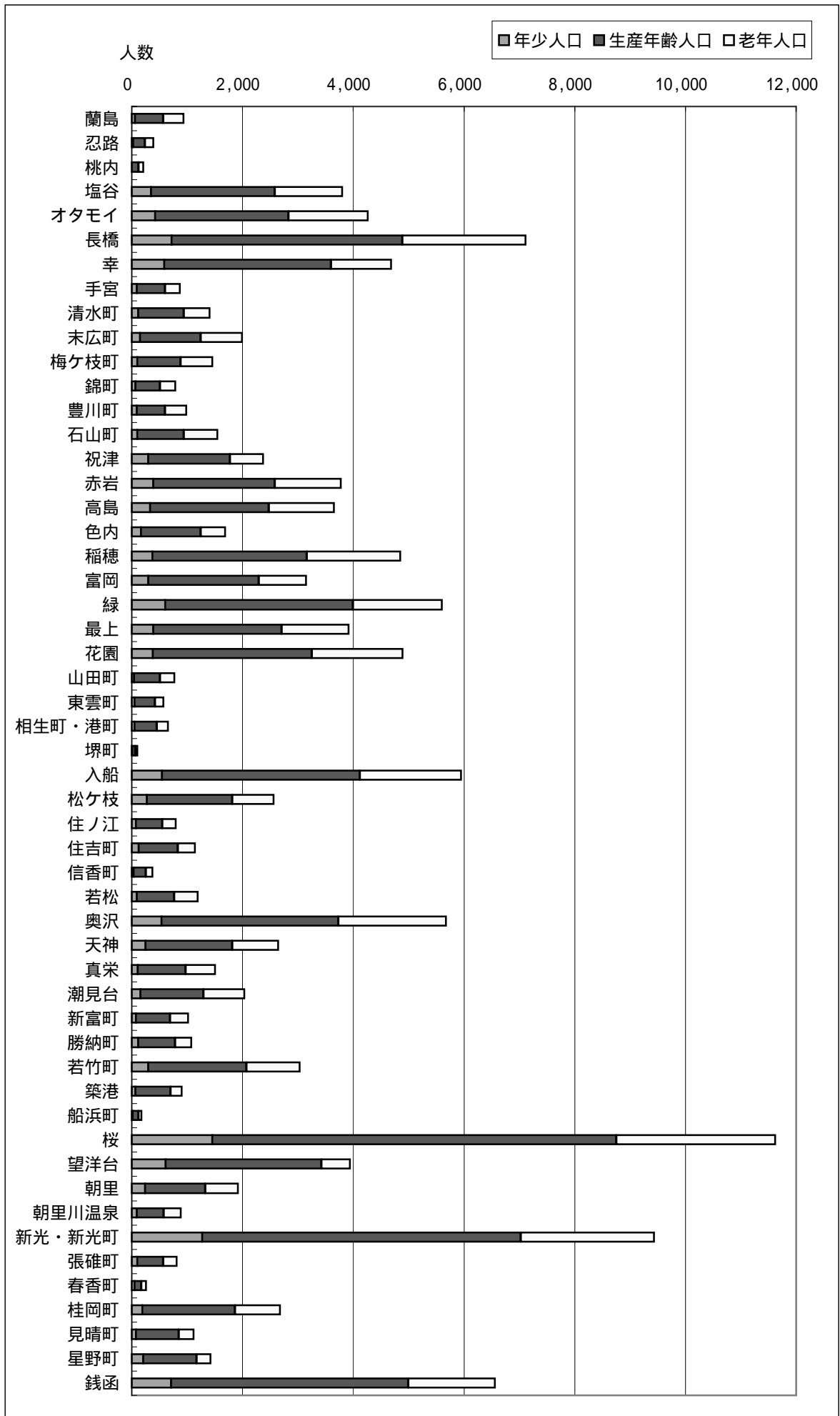
区分年次	人 数 (人)				比 率 (%)		
	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	総 計	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)
3 5	57,100	131,067	10,344	198,511	28.8	66.0	5.2
4 0	46,740	137,929	12,102	196,771	23.8	70.1	6.1
4 5	41,208	136,245	14,403	191,856	21.5	71.0	7.5
5 0	40,411	127,028	16,945	184,384	21.9	68.9	9.2
5 5	37,726	123,488	19,514	180,728	20.9	68.3	10.8
6 0	32,675	117,821	21,988	172,484	18.9	68.3	12.8
元	26,711	114,974	24,894	166,579	16.0	69.0	15.0
2	25,249	113,531	25,788	164,568	15.3	69.0	15.7
3	24,101	112,535	26,839	163,475	14.8	68.8	16.4
4	23,152	111,255	27,741	162,148	14.3	68.6	17.1
5	22,103	110,282	28,648	161,033	13.7	68.5	17.8
6	21,113	109,251	29,629	159,993	13.2	68.3	18.5
7	20,393	107,582	30,569	158,544	12.9	67.8	19.3
8	19,710	105,799	31,573	157,082	12.5	67.4	20.1
9	19,074	104,091	32,619	155,784	12.3	66.8	20.9
1 0	18,503	102,726	33,539	154,768	11.9	66.4	21.7
1 1	17,855	101,324	34,371	153,550	11.6	66.0	22.4
1 2	17,363	99,416	35,284	152,063	11.4	65.4	23.2
1 3	16,813	97,290	36,141	150,244	11.2	64.7	24.1
1 4	16,489	95,484	36,818	148,791	11.1	64.2	24.7
1 5	16,001	93,459	37,664	147,124	10.9	63.5	25.6
1 6	15,577	91,727	38,189	145,493	10.7	63.0	26.3
1 7	15,149	89,627	38,714	143,490	10.5	62.5	27.0
1 8	14,739	87,090	39,493	141,322	10.4	61.6	28.0
1 9	14,389	84,735	40,143	139,267	10.3	60.9	28.8



昭和60年以前は国勢調査(各年10月1日現在)、平成元年以降は住民基本台帳(各年9月末現在)による。

## 26 平成20年7月末 町別3区分人口

町名	年少人口	生産年齢人口	老年人口	計
蘭島	59	507	372	938
忍路	24	215	160	399
桃内	4	117	93	214
塩谷	344	2,240	1,226	3,810
オタモイ	422	2,413	1,432	4,267
長橋	715	4,174	2,230	7,119
幸	588	3,012	1,092	4,692
手宮	88	517	268	873
清水町	114	830	468	1,412
末広町	152	1,094	750	1,996
梅ヶ枝町	103	779	579	1,461
錦町	62	453	276	791
豊川町	91	513	389	993
石山町	98	845	607	1,550
祝津	299	1,474	609	2,382
赤岩	385	2,199	1,198	3,782
高島	332	2,148	1,177	3,657
色内	168	1,080	441	1,689
稲穂	375	2,790	1,688	4,853
富岡	296	2,004	856	3,156
緑	599	3,400	1,607	5,606
最上	391	2,318	1,210	3,919
花園	378	2,877	1,639	4,894
山田町	40	470	270	780
東雲町	49	369	161	579
相生町・港町	49	404	205	658
堺町	7	55	43	105
入船	543	3,576	1,838	5,957
松ヶ枝	272	1,549	747	2,568
住ノ江	77	473	249	799
住吉町	123	709	316	1,148
信香町	35	219	123	377
若松	87	681	430	1,198
奥沢	533	3,204	1,942	5,679
天神	247	1,570	835	2,652
真栄	104	867	538	1,509
潮見台	155	1,138	748	2,041
新富町	77	616	332	1,025
勝納町	118	664	296	1,078
若竹町	299	1,775	964	3,038
築港	66	633	213	912
船浜町	14	109	62	185
桜	1,450	7,301	2,877	11,628
望洋台	613	2,817	518	3,948
朝里	237	1,096	592	1,925
朝里川温泉	88	491	309	888
新光・新光町	1,274	5,754	2,415	9,443
張碓町	102	468	251	821
春香町	51	123	87	261
桂岡町	189	1,681	815	2,685
見晴町	77	770	278	1,125
星野町	209	966	251	1,426
銭函	714	4,283	1,568	6,565
計	13,986	82,830	40,640	137,456



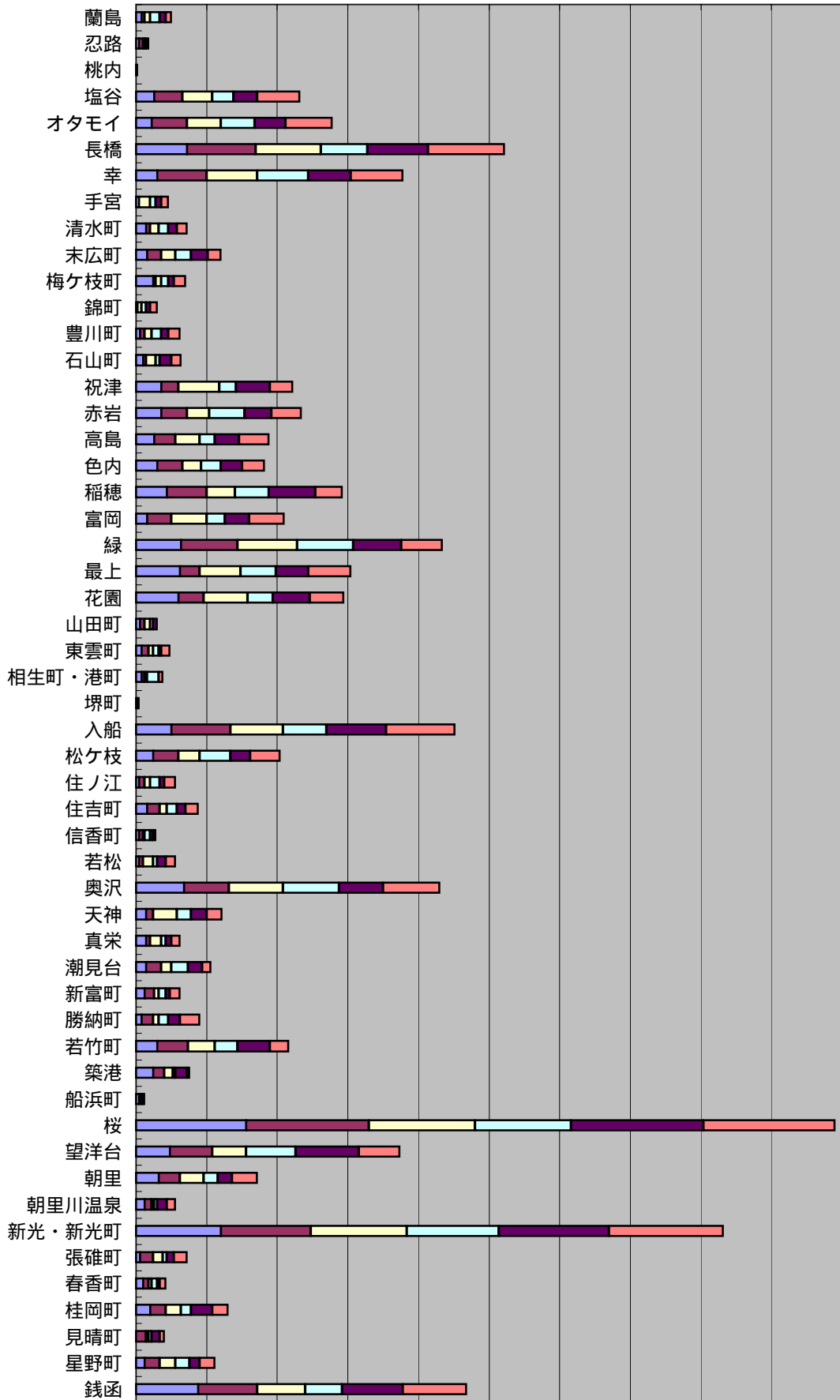
27 平成20年7月末 町別0歳～5歳人口

町名	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
蘭島	4	2	4	7	4	4	25
忍路	2	3	1	0	1	2	9
桃内	0	1	0	0	0	0	1
塩谷	13	20	21	15	17	30	116
オタモイ	11	25	24	24	22	33	139
長橋	36	49	46	33	43	54	261
幸	15	35	36	36	30	37	189
手宮	2	0	8	4	4	5	23
清水町	7	3	6	7	6	7	36
末広町	8	10	10	11	12	9	60
梅ヶ枝町	12	2	4	5	4	8	35
錦町	1	0	3	3	3	5	15
豊川町	3	3	5	7	5	8	31
石山町	5	2	7	3	8	7	32
祝津	18	12	29	12	24	16	111
赤岩	18	18	16	25	19	21	117
高島	13	15	17	11	17	21	94
色内	15	18	13	14	15	16	91
稲穂	22	28	20	24	33	19	146
富岡	8	17	25	13	17	25	105
緑	32	40	42	40	34	29	217
最上	31	14	29	25	23	30	152
花園	30	18	31	18	26	24	147
山田町	3	3	4	2	3	0	15
東雲町	4	5	3	4	2	6	24
相生町・港町	4	2	2	8	0	3	19
堺町	1	0	0	0	1	0	2
入船	25	42	37	31	42	49	226
松ヶ枝	12	18	15	22	14	21	102
住ノ江	2	4	4	7	3	8	28
住吉町	8	9	5	7	6	9	44
信香町	2	3	1	4	2	2	14
若松	2	3	7	3	6	7	28
奥沢	34	32	38	40	31	40	215
天神	7	5	17	10	11	11	61
真栄	7	3	8	3	4	6	31
潮見台	7	11	7	12	10	6	53
新富町	6	7	3	5	3	7	31
勝納町	4	8	4	7	8	14	45
若竹町	15	22	19	16	23	13	108
築港	12	8	6	2	8	2	38
船浜町	2	2	0	1	1	0	6
桜	78	87	75	68	94	93	495
望洋台	24	30	24	35	45	29	187
朝里	16	15	17	10	10	18	86
朝里川温泉	6	5	2	2	7	6	28
新光・新光町	60	64	68	65	78	81	416
張碓町	3	9	7	3	5	9	36
春香町	5	4	2	4	2	4	21
桂岡町	10	11	11	7	15	11	65
見晴町	0	7	2	2	6	3	20
星野町	6	11	11	10	7	11	56
銭函	44	42	34	26	43	45	234
計	715	807	830	753	857	924	4,886

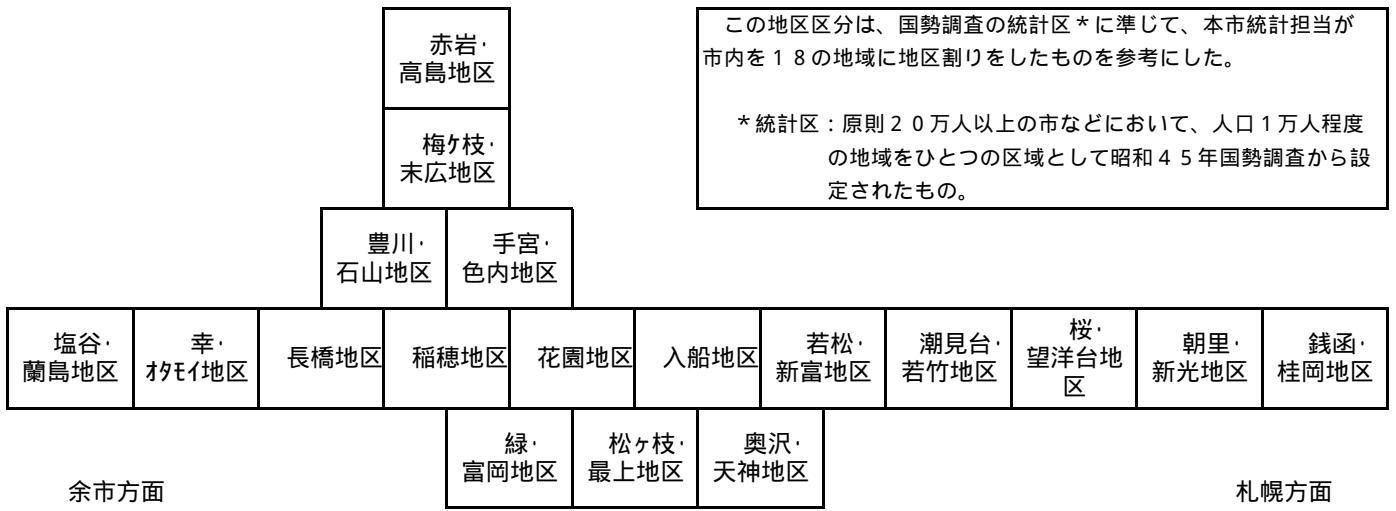
0 歳 1 歳 2 歳 3 歳 4 歳 5 歳

人数

0 50 100 150 200 250 300 350 400 450 500

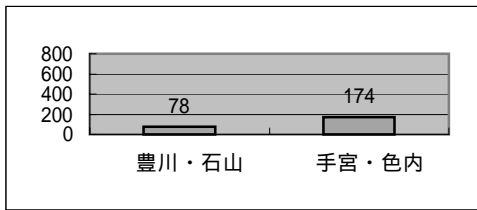
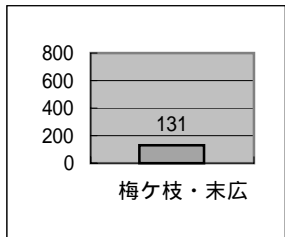
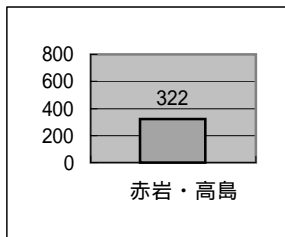


# 28 平成20年7月末 小樽市内の地区別 0歳～5歳人口の分布

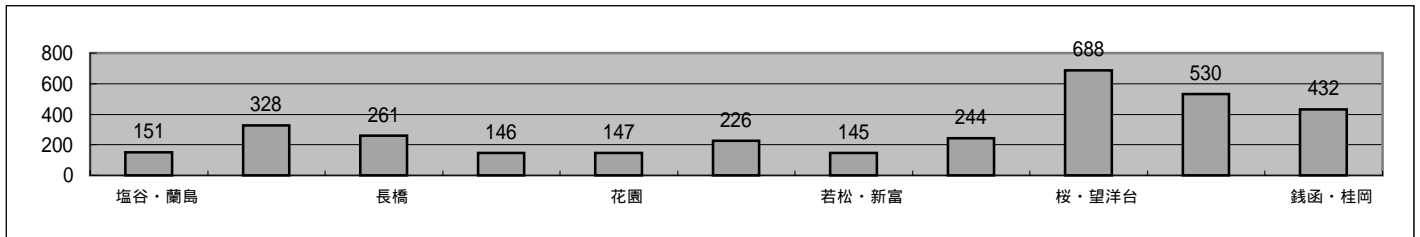


この地区区分は、国勢調査の統計区\*に準じて、本市統計担当が市内を18の地域に地区割りをしたものを参考にした。

\*統計区：原則20万人以上の市などにおいて、人口1万人程度の地域をひとつの区域として昭和45年国勢調査から設定されたもの。

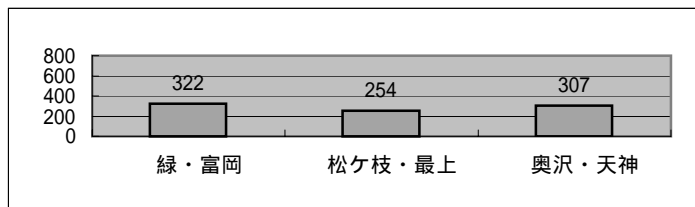


地区	町別
稲穂地区	稲穂
手宮・色内地区	手宮・色内・山田町・東雲町・堺町・相生町・港町
花園地区	花園
入船地区	入船
松ヶ枝・最上地区	松ヶ枝・最上
緑・富岡地区	緑・富岡
長橋地区	長橋
豊川・石山地区	豊川町・錦町・石山町
梅ヶ枝・末広地区	清水町・梅ヶ枝町・末広町
若松・新富地区	住吉町・信香町・若松・住ノ江・新富町
潮見台・若竹地区	勝納町・潮見台・築港・若竹町
奥沢・天神地区	奥沢・真栄・天神
幸・オタモイ地区	幸・オタモイ
赤岩・高島地区	赤岩・祝津・高島
桜・望洋台地区	船浜町・桜・望洋台
朝里・新光地区	朝里・新光・新光町・朝里川温泉
銭函・桂岡地区	張碓町・銭函・星野町・見晴町・桂岡町・春香町
塩谷・蘭島地区	塩谷・桃内・忍路・蘭島



余市方面

札幌方面





## 2.9 人口の将来見通しについて

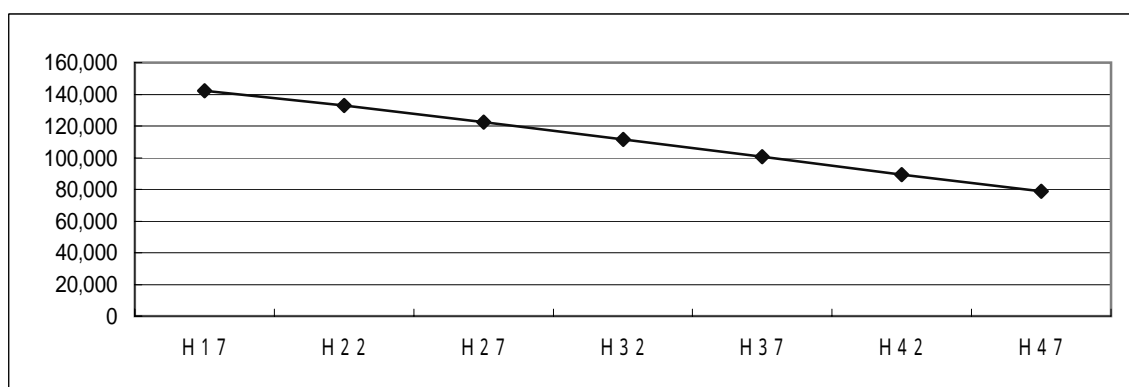
本市の人口は、昭和39年の207,093人をピークに減少が続き、平成20年7月末現在の住民基本台帳人口は137,456人となっています。市外転出による社会現象に加え、近年は、高齢化による死亡率が増加する一方、出生数が減少しているため、自然減少が拡大しており、今後も人口減少が続くものと考えられます。

財団法人統計情報研究開発センターが平成17年国勢調査結果を基に推計した「市区町村別将来推計人口」によると、本市の将来人口は、平成47年には、78,601人まで減少すると予測されています。

総人口の推計

(人)

H 1 7 (2005)	H 2 2 (2010)	H 2 7 (2015)	H 3 2 (2020)	H 3 7 (2025)	H 4 2 (2030)	H 4 7 (2035)
142,161	132,747	122,538	111,695	100,588	89,469	78,601



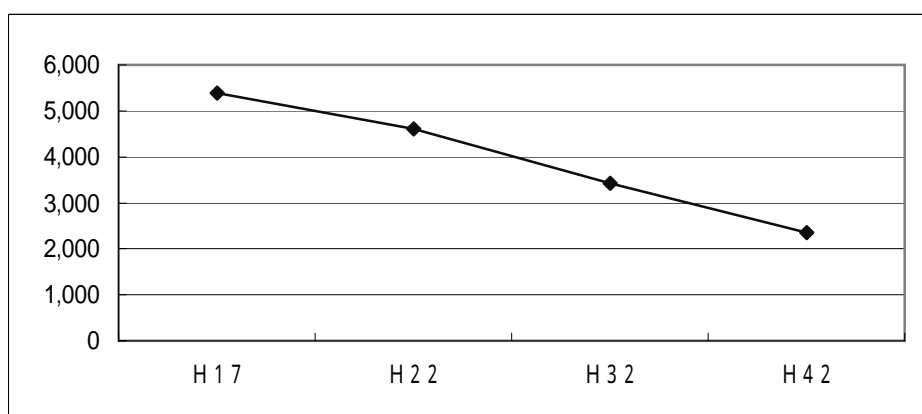
0歳～5歳人口の推計

(人)

	H 1 7 (2005)	H 2 2 (2010)	H 3 2 (2020)	H 4 2 (2030)
総人口	142,161	132,747	111,695	89,469
0歳～4歳	4,417	3,879	2,869	1,962
5歳～9歳	5,046	4,312	3,296	2,292
<b>0歳～5歳</b>	<b>5,391</b>	<b>4,610</b>	<b>3,427</b>	<b>2,351</b>

0歳～4歳、5歳～9歳人口は、財団法人統計情報研究開発センターが推計

0歳～5歳人口は、小樽市が上記推計を基に推計したもので、参考数値

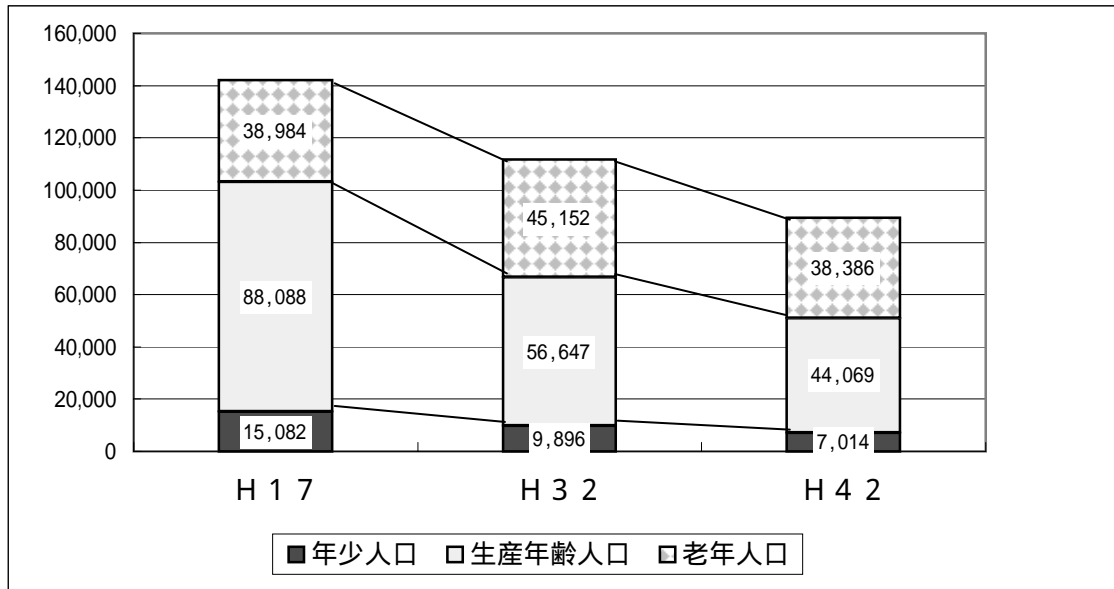


### 年齢別(3区分)人口の推計

区 分	H 1 7 (2005)		H 3 2 (2020)		H 4 2 (2030)	
	人 数	比 率	人 数	比 率	人 数	比 率
総 人 口	142,161	100.0%	111,695	100.0%	89,469	100.0%
年 少 人 口 (0歳～14歳)	15,082	10.6%	9,896	8.9%	7,014	7.8%
生 産 年 齢 人 口 (15歳～64歳)	88,088	62.0%	56,647	50.7%	44,069	49.3%
老 年 人 口 (65歳以上)	38,984	27.4%	45,152	40.4%	38,386	42.9%

H 1 7 年 齢 別 人 口 に は、年 齢 不 詳 7 人 を 含 め て い な い。

#### 人 数



#### 比 率

